

第 11 号議案

国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

提出者 国 立 市 長 濱 崎 真 也

(説 明) 児童福祉法の規定により内閣府令で定める基準の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例案

国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 10 月国立市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。